

故宮博物院編『明清帝后寶璽』

片岡 一忠

玉璽は皇帝支配の表徴である。——本書は現在、北京の故宮博物院の所蔵にかかる明清両朝の皇帝の玉璽をはじめとして、皇后・妃等の印（寶印）、皇帝・皇后等の徽冊・廟號謚號冊・謚號寶璽、それに鐵券、符牌（写真）（以下、本書に拠って「寶璽」と総称する）を収録し、それに簡単な解題を付したものである。収録図版は明朝関係71、清朝関係258の合計329をかぞえる。その印影は康熙帝の個人印である「閑章」（後述する）の一部を除き、すべて原寸大である。以下、総目（右側の氏名は各項目解説の執筆者名）を掲げ、次いで簡単な内容紹介を試みる。なお、総目・本文中の【】は本書の図版番号を、『』は印文等を示す。また、〈参考文献〉に掲げた拙稿で清朝の玉璽・官印について若干の考察を試みたので参考にされたい。

弁言	朱家潛（顧問）
壹 明代寶璽	徐啓憲（主編）
一、 國寶【1~9】	郭福祥
二、 御書鈐用諸璽【10~65】	李文善（主編）
三、 后妃寶璽【66~67】	郭福祥
四、 皇帝升祔廟號謚號冊【68~69】	惲麗梅
附録 鐵券【70~71】	關雪玲
貳 清代寶璽	徐啓憲
一、 國寶【72~108】	郭福祥
二、 御書鈐用諸璽【109~277】	郭福祥
三、 后妃寶璽【278~306】	關雪玲
四、 帝后升祔廟號謚號冊寶【307~316】	惲麗梅
附録 符牌【317~329】	關雪玲
後記	徐啓憲

本書で取りあげられる印章は「寶璽」と総称されるが、そのなかで皇帝権の表徴である玉璽について「皇帝寶璽」と「國寶」の両語が執筆者により、また叙述上混用されている。そのため小文では、執筆者の用語にしたがい、必要に応じて（玉璽）と注記する。

まず、「弁言」では、「寶璽とは何ぞや。天子の佩びる所のものなり。……璽書がなければ王言は四海に達せず。」と記して、明朝洪武帝の寶璽（玉璽）制定、清初の満漢合璧の寶璽（玉璽）、乾隆帝の満文篆書体への改編を中心に、明清両朝の寶璽（玉璽）についてその価値が述べられている。

本文では、総目にみえるとおり、大きく明朝、清朝に分け、それぞれ項目について簡単な解説をし、つぎに各寶璽の全体写真と印影（原寸大）を掲げる。以下、項目ごとに紹介していく。

「明代寶璽」では、秦始皇帝の寶璽（玉璽）制定から唐・宋朝の寶璽（玉璽）等、中国史における玉璽の歴史を概観する。それをふまえて、明朝の玉璽をふくむ寶璽を解説する。

一、「國寶」では、明朝皇帝の國寶（玉璽）の種類と管理組織、それに國寶使用の特徴を図表で示して解説する。明朝は玉質の國寶二十四寶を用いていたが、現在そのひとつとして目にすることができない。明末の戦乱や火災のために失われたものと考えられる。ただ、各皇帝が作製させた石質（青田石・寿山石）の寶璽（玉璽と同文をふくむ）が現存し、本書はその9顆を収録している。これらは本来の國寶（玉璽）に比してやや小ぶりで、大きいもので5、6cm方形である。紐式は瑞獸紐・蹲龍紐・螭紐（つのない龍）等、皇帝専用の紐である。

二、「御書鈐用諸寶」。「御書鈐用の諸寶」とは、前述の國寶以外の、歴代皇帝が日常的に自筆の書画への落款印や鑑藏印として用いた寶璽のこと（後述の清代の項では「閑章」と称す）。印文の内容から宮殿名璽、年号及び御筆璽、吉祥詞句璽、道教・仏教璽と円形璽、および花押璽に分けて解説されている。明代は「文人治印」、いわゆる篆刻が興隆した時代である。ただ、年号璽及び御筆璽をのぞくと、その使用者は不明である。

本書収録の「御筆」等に用いられる明朝皇帝の寶璽はすべて石質で、大半は方形である。文字印だけでなく、肖形印、さらに花押印をふくむ。また、五面・六面璽もみえる。紐式は螭紐が多いが、人物紐が珍しい。これらは公的な寶璽というよりは、私的使用の印といえる。また、道鑑・青詞等の道教文書に押す用語印や菩薩の図柄印を収録する。紐式は瑞獸紐・臥龍紐・螭紐等で、皇帝が用いたものであることは確かである。ただし、これらは私的な内面的な目的からの使用であった。明朝皇帝が道教に傾倒していたことは知られているが、奇しくも印章の面でもそのことを指摘できる。崇禎帝の花押印は唯一、玉質である。

三、「后妃寶璽」。明朝の皇后・妃の寶璽2顆を収録する。1顆は【66】『章聖皇太后寶』（漢篆書・14cm方形）で、檀香木質である。興味深いことに、この印の裏面には清朝の玉璽『皇帝奉天之寶』（満文楷書・漢文篆書の合璧）が彫られている。これは後述する同文の清朝の玉璽【73】と書体・大きさが同じである（注(4)参照）。清朝が入関後、暫定的に試用したものであろう。他の1顆（【67】『皇貴妃圖書』）は石質で、書体は九疊篆である。

四、「皇帝升祔廟號謚號冊」。廟號・謚號は崩御した皇帝にたいする追号で、冊とはそのことを刻記したものである。ここには太祖洪武帝（朱元璋）と隆慶帝の廟號謚號冊（ともに玉質）の2点を収録するだけである。

「附録 鐵券」(2点)。鐵券とは功臣に爵位を授けるときに賜った鉄製瓦形の信任状。臣下に授けたものであることから、寶璽ではない。

「清代寶璽」では、清朝皇帝の寶璽を、皇帝権の表徴である國寶（玉璽）とそれ以外の御筆や鑑藏用等の印にわけて解説する。まず、國寶について、太祖ヌルハチ時代には無圈点満文だけの「天命金國汗之寶」・「後金國天命皇帝」が刻製され用いられたが、太宗ホンタイジ時代には満文だけの「皇帝之寶」のほかに、「天子之寶」・「敕命之寶」・「飭命之寶」・「奉天之寶」等の印文の寶璽（玉璽）が用いられたとする⁽¹⁾。その背景として、政権内部での漢族官僚の地位の向上をあげている。そして順治以降、清朝が大量の漢族官僚を抱え、圧倒的な漢族人口に対処するなかで、漢族文化を吸収して明朝の制度を継承した清朝皇帝の寶璽制度が形成され、それは乾隆帝の治世の乾隆11年の「國寶（玉璽）二十五寶」の制定と13年の満文の篆書体への改定によって完成（定制）したとする。つぎに皇帝の御筆印・鑑藏印を「皇帝閑章」と総称し、その材質・紐式等の多様性を当時の印章文化の宮廷への反映とする。歴代皇帝は漢族文化・芸術の熱心な学習者であり、その結果多くの「印璽」を刻製し、自己の書画や宮中所蔵の大量の書画に御筆印や鑑藏印を押していったことを指摘する。また皇帝閑章の印文は皇帝の思想心情を反映したものであるとし、康熙帝・雍正帝・乾隆帝の用いた寶璽『敬天勤民』や乾隆帝の『古稀天子之寶』・『八徵耄念之寶』をあげている。最後に、印章は内容を確実にするしとなりうるものとそうでないものの2種がある。とくに閑章はすべてが「閑」ではなく、ある種の効力を発する場合があるといい、その事例としてつぎの2例をあげる。すなわち、咸豐帝がその生前に皇后（東太后）と子の載淳（同治帝）に閑章の『御賞』と『同道堂』の2種の「小璽」を授けた。載淳が賜った『同道堂』印はその生母（西太后）の所持するところとなり、同治初期の両太后による「垂簾政治」の時代には、その2種の「小璽」が押されていない上諭明旨はすべて無効とされた。また、道光帝が「太子密建の法」に則って後継皇帝を記した上諭には道光帝の宮殿璽のひとつである『慎德堂』印（閑章の一種）が押されており、太子立儲（→皇帝）という大事に閑章が重要な働きをしたのである。

一、「國寶」では、まず、前述の「清代寶璽」で簡単にふれた清朝の寶璽のうち、もっぱら國寶（玉璽）制度の歴史について、文献史料をあげて解説する。とくに乾隆帝が当時保管されていた玉璽中から選んで制定した「國寶（玉璽）二十五寶」（満文璽書体印1顆、満楷漢篆合璧印3顆、満篆漢篆合璧印21顆）とそれから外されて盛京皇宫の鳳凰樓に保管された「盛京十寶」（満文璽

(1) これらの印文が満文か、漢文か、あるいは満漢文合璧であるかについては記されていない。本書には「皇帝之寶」・「奉天之寶」・「天子之寶」については璽書体の満文印が収録される。その3種のうちで「皇帝之寶」以外の寶璽についてホンタイジによって造られ用いられた事例を確認できず、そのいっぽうで漢文玉璽『制誥之寶』の使用例があることから、ホンタイジは満文印と漢文印の玉璽を併用していたと考えている（拙稿p.7参照）。また「敕命之寶」は満漢合璧印【101】がみえる。その満文は最初の玉璽「天命金國汗の印」のタツノオトシゴのような文字に近い書体である。「飭命之寶」は見えない。

書体印5顆, 滿楷漢篆合璧印4顆, 漢文篆書体印1顆), そしてその後については詳細である。「盛京十寶」が今日, 故宮博物院に所蔵されているのは, 1900年義和團運動のさい, ロシア軍が東北地方に出兵したため, 「十寶」は承德(熱河)の避暑山荘に疎開され, 民国はじめに北京に移送されたことによる。最後に, 國寶の保存と使用について概述している。

収録する清朝の國寶(玉璽)は交泰殿保管の25顆すべて(【72】～【96】)と, 盛京皇宮の鳳凰樓に保管されていたもの10顆中7顆(【97】～【103】: 滿文璽書体印3顆, 滿楷漢篆合璧印2顆, 漢文篆書体印2顆⁽²⁾)と漢文篆書印1顆(【104】『廣運之寶』⁽³⁾), さらに清末に作製された「國璽」4顆(ともに檀香木)の合計37顆である。

清朝の玉璽は, 入関(1644)前は主に満文印(本書には4顆収録)が用いられ, 清末期には漢文印の「國璽」4顆が造られたが, 入関後の約270年間に用いられた玉璽が満漢文合璧印である。満漢文合璧印(印影)は左側に満文, 右側に漢文で, その満文の書体は乾隆13年以前は楷書体で⁽⁴⁾, それ以後は篆書体(玉筋篆)に変わっている。大きさは一部を除いて10cm以上の正方形(方形)である。清朝の玉璽は, いままでもその一部の玉璽については勅諭等に押されたものを目にすることができたが, 玉璽の全容を知ることはなかった。本書によってわれわれはじめてその玉璽の大部分を——原寸大の印影で——, 一堂にみることができる。さらに清末作製の「國璽」は, 清朝体制の変化——皇帝の國寶(玉璽)から國家の國璽となるのか——をみるうえで重要な物証となりうるものと考えられる。

二, 「御書鈐用諸寶」。前述の國寶以外の, 皇帝が日常的に使用する寶璽である「閑章」を収録する。それらは印文の内容から大きく年号璽, 宮殿璽, 鑑藏璽, 嘉言詩詞璽, および花押璽に分けられる。宮殿璽は宮殿名だけのものと宮殿名に寶字を付したもの2種類があり, 皇帝に關

(2) 「盛京十寶」中の漢文篆書体印は当初, 1顆であったが, のちに乾隆帝は太宗ホンタイジが得た大元伝国の璽といわれる漢文篆書体印『制誥之寶』の複製を満楷漢篆合璧印『丹符驗四方』と取り替えて「盛京十寶」に入れたために, 以後の「盛京十寶」の漢文篆書体印は2顆となった。

(3) 「盛京十寶」中には大きさの異なる漢文篆書印【102】『廣運之寶』(金質)がみえる。「十寶」に入れられなかったこの【104】『廣運之寶』(青玉質)は明朝の玉璽か, またはホンタイジ・順治帝時代に用いられたものであろう(注(6)参照)。

(4) 乾隆13年以前に造られた満楷漢篆合璧の玉璽は本書で5顆を確認することができる。交泰殿保管の3顆と盛京保管の2顆である。その5顆のうち3顆(交泰殿の1顆【73】と盛京の2顆【100】・【101】)の満文はほかの2顆と異なり, 最初の玉璽「天命金國汗の印」のタツノオトシゴのような文字に近い書体である(李徳啓論文図3・4参照)。【73】は前述した明朝の皇后寶璽の裏面に刻製された印文【66】と同文であり, 順治時代から用いられた六部等の官印(拙稿図版【18】・【21】参照)や順治5年作製の満漢合璧の【308】『肇祖原皇帝寶』の満文書体も同様である。このことから, この3顆が入関後に作製されたことは確かである。ほかの満楷漢篆合璧の玉璽2顆【72】・【74】は乾隆13年に造り直されたといわれ, もとの書体をとどめているか不明である。乾隆元年作製の太祖ヌルハチの諡号寶璽【310】の書体に近似している。なお, 本稿でいう楷書体とは筆写文字ではなく, 刻字の書体である。

係なく清朝時代を通じて用いられたが、それ以外は個々の皇帝独自の寶璽である。本書でははじめに『文華閣寶』等の宮殿璽52顆（【109】～【160】）を排列し、ついで康熙帝以下、宣統帝にいたる9人の皇帝の用いた寶璽（閑章）117顆（【161】～【277】）を並べる。合計169顆で本書収録の寶璽329の半分強を占める。その169顆は1顆をのぞいて漢文印である。唯一の例外は22.5cm方形の満漢文合璧の【219】『ten i dergi hūwangdi i boobai／太上皇帝之寶』である。乾隆帝が嘉慶帝に譲位した後、なお太上皇帝として政治をおこなったことを示す寶璽である。太上皇帝時代の漢文印である【220】『歸政仍訓政』も収録されている。

材質は玉・石・木のほか、陶磁・象牙・水晶・金・銀等が用いられ、形は正方形のほか、長方形・円形・橢円形がみられる。紐式は交龍紐・螭紐のほか、多様である。また書体は玉璽の玉筋篆のほか、いろいろな篆書体が用いられている。

明代とは異なり、清代寶璽では皇帝個人が使用した寶璽（閑章）やその寶璽が鈐された書画・御筆（皇帝自身の作品）が明らかであるため、その印文や紐式・材質等、ならびに御筆から皇帝の姿勢や時代性を探る材料となろう。

三、「后妃寶璽」。皇后・妃の寶璽（寶印）が「尊號諸寶」（2顆）、「徽號冊寶」（冊2点、寶2顆）、「御書鈐用諸璽」に分けて収録されているが、満漢文合璧印と漢文印が含まれている。「尊號諸寶」には『皇后之寶』と『貴妃之寶』が収録されている。前者が満漢文合璧・金製・交龍紐であるのにたいして、後者は漢文・檀香木・瑞龍紐である。『大清会典』には、皇后・貴妃ともに金寶・満漢文合璧で、皇后寶が交龍紐で、貴妃寶は蹲龍紐と規定されていることから、ここに紹介される『貴妃之寶』は公的な寶璽ではないと考えられる。

「徽號冊寶」は皇太后の称号（徽號）を上する冊と皇太后的寶のことで、収録するものは2人の皇太后的冊・寶で、ともに玉質で満漢文合璧である。ただ、皇太后寶は玉筋篆と規定されるが、寶のひとつの篆書体は玉筋篆ではない。

「御書鈐用諸璽」には慈禧皇太后（西太后）が使用したことが確かな寶璽5顆を含む。なかでも【286】『慈禧皇太后御筆之寶』（木質・交龍紐・漢文）は25.3cm方形で、前述した22.5cm方形・玉質・満漢文合璧の【219】『太上皇帝之寶』よりも大きく、本書収録の寶璽中で最大である。御筆の寶璽（閑章）の多くは石質の吉語印である。光緒時代（1875-1908）の貴妃・妃の満漢文合璧の寶印が6顆（金質3、木質3）と、冊（銀鍍金）が2点収録されている（ほかに印影だけの1顆がみえる）。その中の【301】・【302】は光緒帝が寵愛したといわれ、非業の最期をとげた珍妃の冊・印である。

四、「帝后升祔廟號謚號冊寶」。3人の皇帝と2人の皇后の謚冊・謚號寶璽（玉質・ともに満漢文合璧）を収録する。順治5年（1648）の11月に追尊された肇祖原皇帝（太祖ヌルハチの6代前のメンテム）の冊・寶【308】（順治年間に『太祖武皇帝実録』が纂修されたことからその関連で作製されたと考えられる）、乾隆元年（1736）の太祖ヌルハチと孝莊文皇后（順治帝の生母）の冊・寶、宣統元年（1909）の德宗（光緒帝）と慈禧皇太后（西太后）の冊・寶である。順治5年・乾隆元年に造られた前3人の寶の満文は楷書体で、宣統元年のそれは篆書体である。

「附録 符牌」には宮廷護衛にかかる兵衛符（橢円形）8点、門禁符（円形・長方形）5点を収録する。符（合符）とは皇帝が禁衛部隊に調兵を命じるときや、夜間に臣下を紫禁城より外出させるばあいに持たせる証明物である。前者（兵衛符）のばあいは、合符（陽文『聖旨』）をもって調兵を命じる部隊に赴き、各部隊に備えられている合符（陰文）と合えば部隊が出動する。後者（門禁符）のばあいは、合符（陽文『奉旨開某門』）をもって城門に行き、各城門に備えられている合符（陰文）と合えば城門が開かれて外出を許されるという。兵衛符として神機營・内火器營・健銳營・圓明園八旗槍營・外火器營・前鋒護軍營（以上、銅鍍金）・歩軍統領衙門（金質）のもの7点と、緊急事態発生を知らせる砲声をうつよう礮台に命じる信牌『奉旨放礮』1点（木質）を収録する。門禁符は午門・東華門・西華門・神武門・阜城門のもの（すべて木質）である。

符牌は印章ではないが、古来より「符璽」と併称され、清朝においても『皇朝文献通考』卷143王礼考に「寶璽符印」の項目を設けることから、本書に収録したとする。

以上、解説文に依拠して簡単な紹介を試みた。本書は大きく明代・清代に二分しているが、それぞれの細目が異なるのは故宮博物院収蔵の明清両代の寶璽の数量と内容のちがいによるものである（「後記」）。つぎに、本書の特徴を明清両朝の寶璽を比較しながら列挙する。

(1) 本書収録の寶璽の印影は康熙帝の「御筆」・「御覽」等の閑章の一部をのぞき、すべて原寸大で、朱印である。写真はきわめて鮮明ですばらしい。

(2) 明朝の寶璽が漢文だけであることにたいして、清朝では、玉璽に満文印・漢文印・満漢合璧印の3種類があり、皇后・妃の寶璽は漢文印と満漢文合璧印がある。それ以外の寶璽（鑑藏璽・宮殿璽等）は漢文印である。

(3) 明朝にあっては、玉璽『廣運之寶』は下賜する書画にも押され、書籍には玉璽『欽文之璽』が押されている。清朝では玉璽は公的な文書に押され、別に鑑賞用の印が用意されていた（たとえば『康熙鑑賞』、『乾隆御覽之寶』等）。ただし、順治帝や咸豐帝には自作の書画に玉璽（玉璽と同文の印）を押した事例がある（本書pp.132-137）。

(4) 明朝関係の寶璽は廟號謚號冊をふくめても69点で、しかも玉質玉璽が現存しないことから、明朝の寶璽の全容を知ることはできないが、従来ほとんど知られなかったこの分野に関心をおこすには十分な紹介であるといえる。また、皇帝の私的な行動の一端を窺い知ることができるものもある。

(5) 清朝の寶璽は、明朝のそれが明末の戦乱のなかで喪失したのとは異なり、宣統帝溥儀が退位という形で清朝が終焉しても溥儀の所有物であり続けた。1925年溥儀が紫禁城を追われた後は國家の管理下の故宮博物院の宝物として保護され、さらに日中戦争時期は戦火を避けて中国奥地に疎開するという苦難の「南遷」を強いられながらも、関係者の民族の遺宝を守らんとする熱意と努力によって、——現在は北京・台北そして南京に分散したとはいえ——ほぼその清朝時代の宝物とともに今日に伝えることができた。本書には玉璽の大部分をはじめ、清廷で使用された各種の寶璽を収録することから、清朝寶璽の全容を知ることができ、今後の皇帝政治・宮廷文化研

究の一側面を構成する資料として十分に利用価値があるといえる。しかし、その研究資料として云々することよりも、美術品として十分に鑑賞に堪えうる逸品揃いである。

(6) また、清朝の寶璽は、玉璽をふくむ清朝官印制度研究と満文印文から清朝の満漢対訳研究の参考資料として利用できるのではないかと考える。たとえば、漢文「皇帝」と満文han, hūwangdiの関係についてみると、——大清皇帝に即位したホンタイジが用いた玉璽は満文印の【75】『han i boo bai』で、順治時代以降は満漢文合璧印となって、hanは皇帝と漢語訳されたが、それと並行して順治5年の【308】『deribunhe mafa da hūwangdi boobai／肇祖原皇帝寶』は皇帝に相当する満洲語としてhūwangdiがあてられている。皇帝=hūwangdiは、乾隆元年(1736)の太祖ヌルハチの諡號寶璽である満漢合璧の【310】『太祖承天廣運聖德神功肇紀立極仁孝睿武端毅欽安弘文定業高皇帝之寶』や乾隆36年(1771)刊の『御製増訂清文鑑』、乾隆末期に完成した『御製五體清文鑑』にもみられ、乾隆帝の太上皇帝の寶璽【219】(前出)にも採用されている。しかし、清朝皇帝および宗室・覚羅の系譜である『玉牒』(han i uksun i ejeh) や乾隆帝の詩文集である『御製樂善堂全集』(han i araha sain be sebjelere tanggin i yooni bithe) にはhanが用いられている。そして興味深いことに上記の『御製増訂清文鑑』の満文タイトルは『han i araha nonggime toktobuha manju gisun i buleku bithe』で、hanが用いられている。hanの訳語が皇帝、皇帝の訳語がhūwangdiということになるのか⁵⁾。

最後に、寶璽や解説文等について気がついたことを記す。

(1) 「弁言」、「明代寶璽」とその「國寶」、「清代寶璽」とその「國寶」のあいだで解説内容の重複や用語の不統一がみられる。執筆者間で連絡調整があつてしかるべきであった。しかし、別の見方をすれば、研究者による異なった見解を知り得て、意味ある重複ともいえる。

(2) 【16】『成化御書之寶』の印文の篆書体を九疊篆と記すが、再考すべし。

(3) 「清代寶璽」の項の解説で、太祖ヌルハチ時代に満文印の「天命金國汗之寶」と「後金國天命皇帝」の2顆が玉璽として使用されていたとする(本書p.84)。「天命金國汗之寶」は『abkai fulingga aisin gurun han i doron』(本書未収録)の漢語訳で、現在知られている印文であるが、もうひとつの「後金國天命皇帝」はその使用例を知らない。「後金國天命皇帝」は『朝鮮李朝實錄』光海君日記卷139の光海君11年(明万曆47年:1619)4月壬申の条の「胡書中印跡」の「篆様番字」を翻訳したことによっており、「後金國天命皇帝」は満文印「天命金國汗之寶」の別訳であつて、ヌルハチが用いた玉璽は2顆ではなく、満文印『abkai fulingga aisin gurun han i doron』1顆だけであると考える。

(4) その満文玉璽の漢語訳を「天命金國汗之寶」とするが、その「寶」と訳された満文doronは「印」と訳すべきである。「寶」はboobaiの訳語として用いられた(拙稿p.6参照)。

(5) このhan, hūwangdiについて、拙稿p.15以下で私見をのべたが、本書を通覧して拙稿に誤りがあることが判明したので、本文のように訂正する。

(5) 〈参考文献〉に掲げた拙稿を書き上げ、本書の「清代寶璽」の寶璽（玉璽）を通覧して、つぎのように考えた。——入関前のヌルハチ・ホンタイジ時代の玉璽は満文楷書体印で、その印文の『abkai fulingga aisin gurun han i doron』（「天命金国汗の印」）には「aisin gurun」（金国）と、国名をふくむ。ところが、ホンタイジが国号をdaicing gurun（大清国）に改めて大清皇帝に即位すると（1636），玉璽は【75】『han i boo bai』（「皇帝の寶」）や【97】～【99】の満文璽書体に改められ、入関後漢文の玉璽が用いられたが⁽⁶⁾，順治7年12月（1651年1月）以降、清朝歴代皇帝の玉璽の印文は満漢文合璧の【76】『han i boobai／皇帝之寶』・【85】『hese wasimbure boobai／制誥之寶』等となり、ともに国名がみえない。清末期になると、漢文の『大清國皇帝之寶』・『大清國之寶』等が造られて、国名の「大清國」を記している。このことから、後金国時代は「大明」（明朝）という対峙する政権が現実に存在していたことから、女真族（満洲族）の統合国家の存在を内外に強調・誇示するために、民族文字（満洲文字）で「金国」と刻された玉璽を用い、清末期になると、西欧諸国との戦争・交渉等の接触を経て、交渉相手の存在を自覚したがために、自己を相対的な存在としてとらえた「外向きの世界」の「國璽」（大清國）が造られた（作製年は不明、光緒末・宣統期か。ただし使用例を知らない）。そのあいだの約290年（1636-1912）のうち、瀋陽時代（瀋陽に都を置いた時期）は満・蒙・漢の3勢力に君臨する誇りが満文だけの璽書体の玉璽『han i boo bai』（「皇帝の寶」）を使わせ、その一方で漢文の玉璽『制誥之寶』等を用いるという、併用をとらせた（注(1)参照）。そして入関後の明朝に代わって北京に都を定めて全中国を支配した北京時代（中国史でいう清代）は——順治元年から7年までの漢文玉璽使用期を経て——、内陸アジア世界のハーンと中華世界の皇帝としての地位を合わせ示す、満漢文合璧の玉璽が用いられたのである⁽⁷⁾、と。なお、その点で、「大清」という国名をふくむ満漢合璧の玉璽【72】『abkai hesei aliha daicing gurun i boobai／大清受命之寶』、【74】『daicing gurun i siraha abkai jui boobai／大清嗣天子寶』が問題となるが、寡聞にしてこの2種の玉璽の使用例を知らないことや満文の書体が璽書体でなく楷書体であることから、この2種の玉璽は入関後の順治期に作製されたもの——前述した、順治5年作製の肇祖原皇帝（太祖ヌルハチの6代前のメンテム）の冊寶と同様、順治年間に『太祖武皇帝実録』が纂修されたことと関連があるのでないか——、と考えている。

(6) 順治元年（1644），北京に入城したドルゴンによって官印が満漢合璧印に改められた。しかし、玉璽はもっぱら漢文印が用いられ、ドルゴンの死後、順治帝の親政開始（順治7年12月）から満漢合璧印が採用された（拙稿p.10参照）。この入関後の順治元年から7年までの時期の玉璽＝漢文、官印＝満漢合璧という並立状況について明確な説明ができない。ただ、順治5年作製の肇祖原皇帝（太祖ヌルハチの6代前のメンテム）の謚冊・謚號寶璽はともに満漢合璧であることから、順治初期の清廷での動き・変化を反映したものと推測される。

(7) 「國璽」の使用例を確認できないので、宣統帝の退位まで満漢合璧の玉璽が用いられたと考えられる。

中国史上最初の統一王朝である秦が印章を支配体制のなかに位置づけて以来、寶璽（玉璽）・官印の制度・規定（印制）は歴代王朝における皇帝支配の表徴として発展したが、明清両朝は、それが最高の段階に発達していた。その寶璽・官印が清朝史料としてどのように利用できるか、検討するに値すると考えるものである。ただ、明朝と清朝の寶璽の現存状況は大きく異なっている。本書はそのことを証明するものである。また、寶璽の現存状況は当然のことながら档案をはじめとする文献史料の残存状況と軌を一にしているといえよう。

（1998年12月10日稿、1999年3月10日補）

〈参考文献〉

片岡一忠「印制にみえる清朝体制——清朝と八旗・外藩・朝貢国・中国内地の関係——」、

『歴史人類』第27号、1999年3月、pp.1-64.

細谷良夫「マンジュ・グルンと『満洲国』」、『歴史のなかの地域』（シリーズ世界史への問い 8）

（岩波書店、1990年12月）pp.105-135.

李 德啓「満洲文字之來源及其演變」、『國立北平圖書館館刊』第5卷第6號、1931年12月、pp.1-19+
図表15pp.

図録『中国南京博物院所蔵 胜る南遷文物』TBS、1998年10月。

（紫禁城出版社、1996年8月刊、B4判、325頁、900元）

（追記） この場を借りて、本稿と関連のある拙稿（〈参考文献〉掲載）の訂正をさせていただきます。

7頁22行目： 大金國汗 → 金國汗

12頁7行目： hese wasimbure i boobai → hese wasimbure boobai

21頁20行目： 鑄記（2ヶ所） → 鈐記

38頁4行目： (4) → (1) (加点(・)をとる)

38頁8行目： 2つの満洲文字について、加点(・)がある綴りを左に、加点(・)がない綴りを右に取り替える。

48頁24行目： 懸鼎篆 → 懸針篆